

保護者の皆様へ

森のタータングループ

新型コロナウイルス感染症への対応に伴うお願い(保存版)

1. お子様の体調管理等にご協力ください

- ・ お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできません。
※利用ができない期間は「発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで」となります。
- ・ ご家族に発熱等の症状がみられる場合も上記と同様の対応となりますので、保育所等の利用はできません。
- ・ ご家族のワクチン接種による発熱の場合、風邪症状等がなければ接種日を含めて3日間は登園可能とします。ワクチン接種証明書を提示ください。

2. こんなときには園にまずご連絡ください

- ・ お子様が感染した場合
- ・ お子様または同居のご家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった場合
- ・ お子様または同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合

3. 以下の期間は園をお休みください。※利用者負担額(保育料)の日割り返還対象となります。

園への連絡事由	お休みいただく期間
①登園しているお子様が感染した	保健所による療養期間の間(注1)
②登園しているお子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった	外出自粛(待機)期間(注2)の間
③登園しているお子様の同居のご家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった	当該同居のご家族の外出自粛(待機)期間(注3)
④登園しているお子様に症状があり、保健所または医師の診断によりPCR検査を受ける	検査結果(陰性)が確認されるまで ただし、お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」と特定されていて、症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても②の通りとしてください。
⑤登園しているお子様の同居のご家族に症状があり、保健所または医師の判断によりPCR検査を受ける	検査結果(陰性)が確認されるまで ただし、同居のご家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」と特定されていて、症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても③の期間は送迎をお控えくださいますよう、お願いいたします。

(注1) 陽性者の療養期間については、保健所の指示に従ってください。

(注2) 外出自粛期間は、原則陽性者との最終接触日を0日目として7日間ですが、陽性者が同居家族で濃厚接触者となった場合には、保健所の指示に従ってください。

(参考: 保健所 HP <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html>)

また、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除可能とされました。乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、お子様自身が濃厚接触者の場合には、7日間は待機となります。(厚生労働省通知より)

(注3) 注2後段のとおり、社会機能維持者以外にも検査により待機期間の短縮が認められたことから、同居のご家族がこの検査により陰性が確認され、待機期間が解除の場合には、お子様も同時に登園可能となります。

4. 感染防止対策にご協力ください

- ・ 保護者の皆様は、マスク着用での送迎及び施設入口でのアルコール消毒にご協力ください
- ・ お子様のマスク着用(必要なクラス)にご協力ください
- ・ 登園時、保育士へお子様の朝の体温をお知らせください
- ・ お子様の体調に異変がある場合は、可能な限り様子を見ていただきウイルスを持ち込まないご配慮にご協力ください